

女性が活躍できる経済社会の構築に向けて

平成24年4月9日

内閣府特命担当大臣

(少子化対策、男女共同参画)

中川正春

女性が活躍できる経済社会の構築に向けて

影響の大きさ

女性の就業希望者の就業によって

- ⇒ 労働力人口が5%増加
- ⇒ 単純試算でGDPが1.5%程度増加

女性の活躍促進の意義

■ 個々人の希望の実現

- 男女の結婚や子育てをしやすくし、複線的キャリア形成の可能性を広げる

■ 経済社会の活性化

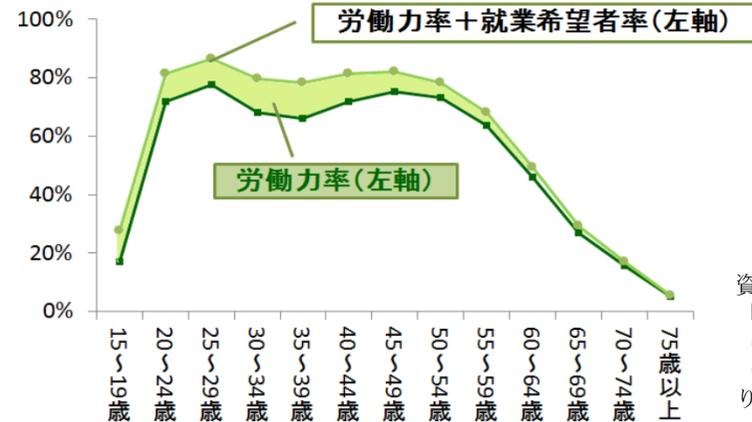
- 成長分野を女性がけん引するとともに、女性が既存分野や地域を活性化させる
- 社会保障制度の安定性と持続可能性の確保につながる

■ 人々が生活困難に陥るリスクを低減

- 成長の恩恵がより広い範囲の人に及ぶ
- 世帯収入を増加させ、生活困難に陥るリスクを低める

女性の就業希望者は全労働力人口の5%。

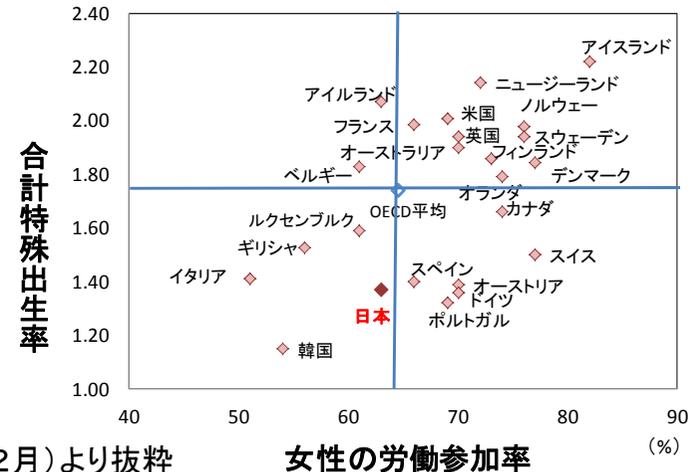
女性の労働力率
及び女性の各年齢人口に対する「就業希望者」の比率



資料：総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成22年)より作成

女性労働力率と出生率の間には正の相関があるとの指摘もある。

OECD加盟24か国における女性労働力率と合計特殊出生率(2009年)



資料：2009年女性労働参加率：OECDジェンダー・イニシアチブレポートP58、2009年出生率をもとに、内閣府男女共同参画局で作成。

今後の取組事項について

平成24年3月14日
男女共同参画会議

女性は日本を再生していく上で潜在力の最たるものであるとの認識の下、政府に以下の取組を重点的に進めるよう求める。

- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進するため、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）の目標の達成に向けて、以下の取組を行う。
 - ・「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という男女共同参画推進本部決定（平成15年6月20日）も踏まえ、女性国家公務員の採用・登用を一層促進するため、各府省の「女性職員の採用・登用拡大計画」に基づき、当該計画に掲げる登用目標を達成するための取組を着実に進める。
 - ・国の審議会等における女性委員の割合が平成22年の33.8%から平成23年に33.2%に減少したことに鑑み、委員の改選時等の機会を捉えて、女性委員の登用を再度徹底する。
 - ・政治分野における女性の参画の拡大に向け、基本問題・影響調査専門調査会で整理を行った諸外国の事例等を活用し、ポジティブ・アクションの導入等を検討するよう政党への働きかけを行う。
- 公共契約を通じて雇用分野の男女共同参画を推進するため、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報、研究開発事業において総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組む。
- 男女労働者間の格差の現状を把握し（「見える化」）、ポジティブ・アクションにつなげるための仕組みを労使双方で検討する取組を推進する。
- 男性の育児休業の取得を促進する等、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

○各般の施策の推進に当たって、女性の活躍促進への配慮を検討する。

(参考例) 平成 24 年度予算において実施する一部事業について、女性の参画の要件化や女性優先枠（女性起業家枠等）の設定等を行う。（農林水産省）

○女性が活躍できる経済社会の構築に向けて、以下の環境整備を行う。

- ・ 生き方・働き方の選択に対する中立性及び世代間・世代内での公平性が確保された税制・社会保障制度の構築に向けた検討を進める。 具体的には、個人所得課税の配偶者控除、年金制度の第 3 号被保険者制度の見直し、非正規労働者への社会保険の適用拡大等について検討を進める。また、特に、社会の中で女性の能力を最大限にいかすとともに、安心して子どもを産み、育てられる社会をつくるために、総合的な子ども・子育て新システムの構築を急がなければならない。
- ・ 教育が生涯に影響を及ぼすことについての情報発信やロールモデルの提示、低所得世帯を対象とした授業料等減免、奨学金等の充実等、多様な選択を可能にする教育やキャリア形成を支援する。

○東日本大震災からの復興プロセスにおいて、一人ひとりの生活の再建と、活力ある地域の復興のためには、女性の復興過程への参画と、経済的なエンパワメントが必要である。防災・復興における男女共同参画を一層推進する。

「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う
《個人に過重な負担》



社会全体で子育てを支える
《個人の希望の実現》

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にする
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

○ 生命(いのち)と育ちを大切にする

○ 困っている声に応える

○ 生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
 - ・子ども手当の創設
 - ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
 - ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
 - ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように
 - ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
 - ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
 - ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
 - ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
 - ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
 - ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
 - ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
 - ・小児医療の体制の確保
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
 - ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
 - ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
 - ・児童虐待の防止、家庭の養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
 - ・乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
 - ・地域子育て支援拠点の設置促進
 - ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
 - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
 - ・NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように
 - ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
 - ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
 - ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを
 - ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
 - ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
 - ・テレワークの推進
 - ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
 - ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
 - ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
 - ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
 - ・入札手続等における対応の検討

子ども・子育て新システムについて

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。

I 基本的な考え方(ポイント)

■ すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援（児童手当、地域子育て支援など）
- 幼保一体化（こども園の創設など）
 - ・ 給付システムの一体化（こども園の創設）
 - ・ 施設の一体化（総合こども園の創設）

■ 新たな一元的システムの構築

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○ 政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 子どもの保護者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、有識者が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置

※「こども園」とは、総合こども園、幼稚園、保育所、児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出をした保育施設であり、その総称。

Ⅱ 給付・事業

○子ども・子育て支援給付

- ・児童手当
- ・こども園給付 = 総合こども園、幼稚園、保育所、
それ以外の客観的基準を満たした施設
- ・地域型保育給付 = 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等

○地域子ども・子育て支援事業

- ・地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
- ・延長保育、病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ・妊婦健診 等

子ども・子育て新システム
の構築により

幼保一体化ですべての子どもへの
質の高い教育・保育の保障

ワーク・ライフ・バランスの推進、
男女が子育てと仕事を両立できる
社会を実現

- 子育て支援サービスの質の改善・量の拡充
- 地域の実情に応じたサービスの提供を実現
- 待機児童の解消
- 制度・財源の縦割りの解消
- M字カーブ（30代で低い女性労働力率）の解消
- 将来の社会保障・経済の担い手の増

Ⅲ 検討経緯と今後のスケジュール

- 平成22年1月、少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を開始。
- 平成22年9月、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、こども指針(仮称)ワーキングチームを設け、検討を開始。
- 平成24年2月13日、基本制度ワーキングチーム「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」公表。
- 平成24年3月2日、少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を決定。
- 平成24年3月30日、子ども・子育て新システム関連法案(※)を閣議決定。
(※)①子ども・子育て支援法案、②総合こども園法案、③子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議の設置や国の基本指針の策定など可能なものから段階的に実施。
- 税制抜本改革による消費税の引き上げ時期を踏まえ、本格的に実施。